

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



目次

規則

○福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

五四三

告示

○保安林の指定をする件

五四〇

○保安林の指定を解除する件

五四〇

○保安林の指定施行要件を変更する予定である旨通知があった件

五四〇

○道路の区域を変更する件

五四〇

○都市計画事業を認可した件

五四一

規則

福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十八号

福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則（平成五年福島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

(表)
獣医学生修学資金貸与申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 本 籍
住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

獣医学生修学資金の貸与を受けたいので、福島県獣医学生修学資金貸与条例第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

貸与 申請額	月 額 円				貸与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
大 学	名 称						
	学部・学科		学部 学科		学年	年	
	所 在 地		郵便番号（ ） 電話番号（ ）				
	入 学 年 月 日		年 月 日		卒業見込 年 月 日	年 月 日	
家 族 の 状 況	氏 名	続柄	年 齢	職 業	勤務先	年 収 (税 込 み)	住 所

(裏)

保 証 人	本 籍						
	住 所						
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日		続 柄	
	職 業			年 収 (税込み)			
	勤務先						
保 証 人	本 籍						
	住 所						
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日		続 柄	
	職 業			年 収 (税込み)			
	勤務先						

上記の申請について同意します。

親権者又は後見人 住 所
氏 名

上記の申請により修学資金の貸与を受けたときは、本人と連帯してその債務を履行することを保証します。

保証人 住 所
氏 名
保証人 住 所
氏 名

様式第六号を次のように改める。

様式第 6 号（第 6 条関係）

獣医学生修学資金返還明細書

決 定 番 号	年 度 第 号		大 学 名			
氏 名			返 還 金 総 額	円		
生 年 月 日	年 月 日		返 還 内 訳	月 賦 額	円	
本 籍				半年賦額	円	
			期 間	年 月 から	年 月 まで	
住 所			貸 与 期 間	月 額	円	
連 絡 先	名 称 等	電 話 番 号 （ ）				
	所 在 地					
保 証 人	本 籍			本 籍		
	住 所			住 所		
	氏 名 生年月日	年 月 日	続 柄	氏 名 生年月日	年 月 日	続 柄
	職 業			職 業		
	勤 務 先			勤 務 先		
	年 収 (税込み)			年 収 (税込み)		

様式第十号を次のように改める。

様式第 10 号（第 10 条関係）

保証人変更承認申請書

年 月 日

福島県知事

決定番号 年度第 号
申請者 住 所
氏 名

下記により、保証人を変更したいので承認してください。

記

新 保 証 人	本 籍						
	住 所						
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日	続 柄		
	職 業			年 収 (税込み)			
	勤 務 先						
変更しようとする理由							

旧保証人 に代わって保証人となることを承諾します。

年 月 日

新保証人

附 則

- 1 この規則は、令和七年十二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則様式による申請書等は、改正後の福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則様式による申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の福島県獣医学学生修学資金貸与条例施行規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(食品生活衛生課)

告 示

福島県告示第七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林の所在場所
いわき市小川町上小川字上戸渡二四六から二五二まで
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(3) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
二一 保安林の所在場所
いわき市小川町上小川字中戸渡三五の一
二 指定の目的
水源の涵養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林保全課)

福島県告示第七百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十一月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所
相馬市山上字明神五の八
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

(森林保全課)

福島県告示第七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年十一月二十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
本宮市白岩字塩ノ崎三、八八二の七、八八二の一〇から八八二の一三まで、八八二の一四から八八二の二一まで、八八二の二九、一〇七七から一〇九一まで、一〇九二の一から一〇九二の四まで、一〇九三から一一〇三まで、字田中の一、三二七の一、三二七の九、三一九、三二二、字大岩入一一八の二、一四六の一四から一四六の一六まで、一四六の二七、一四六の三〇、一五三の二、一五三の二一、一五四の三、一五四の四、一五四の七、一五四の三三、一七五、一八一、一九一、字竹ノ作三七三の二、三七五の二、三九三、三九五の二、四一四の一、四一四の三、四一四の四、四六一の二、四九〇の一〇、四九〇の一、四九〇の一六、四九〇の四二、五〇四から五一一まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、本宮市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び本宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県南建設事務所で令和七年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道白坂 停車場小 田倉線	西白河郡西郷村大字小 田倉字原中三五二番三 地先から 同 郡同 村大字小 田倉字大清水二八番二 地先まで	変更前 変更後	一〇・七 一六・四 一〇・七 三五・〇	七七・六 九〇・二

(道路計画課)

福島県告示第七百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

令和七年十一月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称
- 双葉町
- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 三 双葉都市計画公園事業 六・五・一号 双葉運動公園
事業認可の年月日
令和七年十一月二十一日
- 四 事業施行期間 令和七年十一月二十一日から令和十三年三月三十一日まで
- 五 事業地
- 事業地の部分 双葉郡双葉町のうち、大字中野字谷地前及び羽山前の各一部の区域
使用の部分 なし
- (まちづくり推進課)